

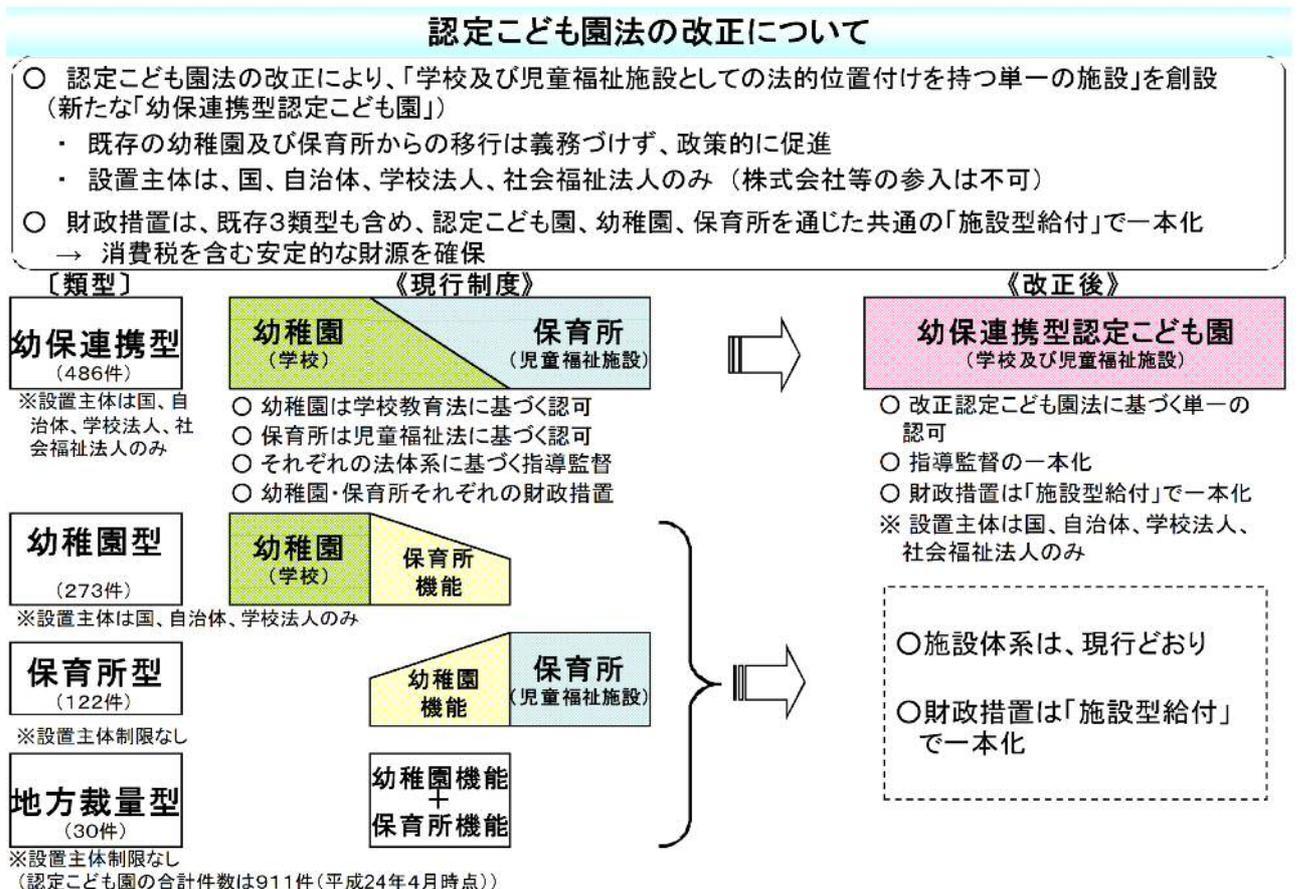
# 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準について

## 1 認定こども園法の改正について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の制定に伴い、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）が改正された（以下「改正認定こども園法」という。）。

これまでの幼保連携型認定こども園は、認定要件を満たす既存の認可幼稚園及び認可保育所に対して、知事が認定を行ったが、改正認定こども園法では、新たに幼保連携型認定こども園として知事が単一の設置認可を行うこととされ、県は設置認可のための設備及び運営の基準を条例で定めることとされた。

(参考)



## 2 条例の内容について

認定こども園法では、県が条例を定めるにあたって、

- ① 学級の編制並びに園長、保育教諭その他の職員及びその員数
- ② 保育室の床面積その他設備に関する事項であって、子どもの健全な発達に密接に関連するものとして主務省令で定めるもの（園舎の階数・保育室等の設置階、建物及び付属設備の一体的設置、園舎・保育室等の面積、園庭の面積、調理室の設置等）
- ③ 運営に関する事項であって、子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに子どもの健全な発達に密接に関連するものとして主務省令で定めるもの（教育週数、教育標準時間、食事の提供等）

については国の基準に従うこと（※1）とし、その他の事項については国の基準を参酌して定める（※2）こととされた。

※1 「従うべき基準」：必ず適合しなければならない基準。当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容される。

※2 「参酌すべき基準」：十分参酌した結果であれば地域の実情により当該基準と異なる内容を定めることは許容される。

## 3 県としての独自基準（案）

(1) 現行の認定こども園の認定要件で、乳児室の面積は、満2歳未満の子ども一人につき3.3㎡以上としているため、移行後の幼保連携型認定こども園においても同じ基準とする。

(2) 児童福祉施設と同様に、東海地震、東南海・南海地震の想定区域である本県の実情を踏まえ、地震、風水害等の場合に備えた計画の策定を義務付ける。

また、大規模地震等に備えた市町村、近隣住民、同様施設等と相互に支援及び協力体制の整備の努力義務を規定する。

## 4 今後のスケジュール

- ・平成26年 9月議会 幼保連携型認定こども園の認可基準条例提案  
愛知県社会福祉審議会条例一部改正提案
- ・平成26年10月上旬 条例公布  
幼保連携型認定こども園認可事務開始
- ・平成27年4月1日（予定） 条例施行